

# 「金融検査・監督の考え方と進め方」のポイント

## 検査マニユアル対応で失ったものを取り戻すべき局面

2017年12月に「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」を公表し、18年2月14日まで意見募集を実施した。この間、金融庁は各業界団体や財務局で「対話会」を60回開催しており、金融機関や会計監査人などから直接悩みや懸念、実情をうかがい、意見交換をした。本稿では、寄せられた意見の一部を紹介しながら、あらためて新しい検査・監督方針について述べたい。



金融庁  
検査局企画審査課長  
渡辺 公徳

### バブルの後処理から 新しい時代の枠組みづくりへ

過去20数年間の金融行政は、ひとりでいえば「金融検査マニユアルに基づく金融行政」だった。金融機関が抱える不良債権の問題やコンプライアンス（法令等遵守）への対応が急務であったため、チェックリスト方式の金融検査マニユアルに基づき

金融庁が事後的に検証する手法（数年に1回立入検査に入り、金融機関をチェック）を採用した。当時、日本の不良債権問題を解決するために採用されたものだが、規模の大きな金融機関もそうでない金融機関も基本的に一律に対象とされたため、小規模・中規模金融機関の多くには違和感を持って受けとめられてきたようだが、その後、こうした違和感を踏

まえ、金融庁としても、2002年には中小企業の経営の実態に即した見方を行えるよう金融検査マニユアルの別冊として「中小企業融資編」を設けたり、04年からはリレーションシップ・バンキングの機能強化に向けた取組みを進めたり、14年には個別の資産査定を検証について金融機関の判断を原則として尊重する方針を打ち出したりと、見直しを進めてきた。それでも、

金融機関は依然として、この20数年間、金融行政に大きな違和感を持って過ごしてきたことを、「対話会」の場で、特に小規模・中規模の地域金融機関の皆さまからうかがった。現時点で大きな課題と考えているのは、これまでの金融庁の取組みが、方向としては一貫していたとしても、個別の取組みが何を目指しているのかという、整合的な全体像を必ずしも示す

# 長崎地銀の合併問題、 「合わせ技」で統合実現なるか

公正取引委員会の企業結合審査が難航していた、ふくおかフィナンシャルグループ（FFG）と十八銀行の経営統合の風向きが変わってきた。FFG傘下の親和銀行と十八銀行の合併によって長崎県内の貸出シェアが約7割にのぼるため、公取委の審査ではその問題解消措置が焦点になっている。両社は5月7日、問題解消措置として「債権譲渡」の積み増しと新たな弊害防止策を発表。経営統合の実現に向けて、公取委がこの合わせ技を「一本」と見なすか否かが天王山になる。

## 状況打開へ「五つの対策」

公正取引委員会の承認審査が膠着状態にあったFFGと十八銀行の経営統合がついに動き出した。

FFGと十八銀行は5月7日、「長崎県経済の活性化に貢献する経営統合の実現に向けて」と題した顧客向け施策を公表し、福岡市内で両社幹部による記者向け説明会を開いた。両社幹部がそろって説明を行うのは、2017年7月に経営統合の「無期限延期」を公表して以来。

両社は経営統合による顧客の不安・懸念を払拭するため、「五つの対策」を提示。  
①店舗については、十八・親和でどちらかしかない離島などの支店を存続。②貸出金利の上昇への懸念には、金利水準を不当に引き上げないよう1件ずつ事前のチェック

態勢を敷く。③取引金融機関の選択肢の減少については、他行への取次や紹介を行う。④統合に伴う貸し渋りへの懸念には、相談窓口を設置。⑤統合で長崎県資本による銀行がなくなることへの懸念については、統合による資本やリソースは長崎県に還元するとした。

さらに、この五つの対策を徹底するため、モニタリング指標を設定・開示して自らが行う1次チェック、弁護士や税理士、地元企業による第三者機関の2次チェック、金融庁の検査監督による3次チェックの態勢を取るとした。また、店舗統廃合や本部組織の統合で余剰となる約500名の行員を取引先支援にあてる計画を盛り込んだ。問題解消措置として有力視される「債権譲渡」についても踏み込んだ対応を取る。

十八・親和のすべての事業性融資先1万6000社について、両行の役員・支店長ら

が5月7日から約1カ月かけて全社を訪問し、債権譲渡の可否の意向確認を行う。17年5月にも同様の調査を行ったが、ヒアリング先は十八・親和の並行取引先の数百社に限られ、譲渡可能金額は数百億円にとどまっていた。その対象を全取引先に広げることが、どこまで金額を積み増しできるかが注目される。

両社は今回の公表資料上、「債権譲渡」という言葉を使わずに「借り換えサポート」と表現しており、あくまで「お客さまのニーズに伴う借入先の変更、移し替え」（十八銀行の福富卓専務）と強調。FFGの吉戒孝副頭取も「お客さまの同意のない債権譲渡はまったくやるつもりはない」と、顧客本位であることを念押しした。

## 九州FGが「渡りに舟」

FFGと十八銀行が打ち出した今回の施策にはつまるどころ、債権譲渡額の積み増しと弊害防止措置である「五つの対策」の合わせ技によって、経営統合の実現を手繰り寄せる狙いがある。ある関係者は「債権譲渡額で公取委が求める水準をクリアすることは難しいが、弊害防止措置を加えることで現在の状況を打開できるはず」と自信をのぞかせる。

金融庁も両社の経営統合を後押しする。これに先立つ4月26日、金融庁は長崎市内で地元の実業向けに説明会を開催し、73

# 財務省で、ガバナンスが利かなかつた理由を考察する

「閉鎖的な組織風土」に整備されるべき  
「三つの防衛線」

**財**務省に激震が走っている。森友学園問題を巡っての元理財局長（前国税庁長官）の辞職（3月9日）と国会証人喚問（3月27日）に続き、前事務次官の「セクハラ疑惑」が報道され、前事務次官が辞職した（4月24日）。筆者は財務省中途退職者だが、本稿では、独立的立場から財務省や政治、報道機関が抱える問題などを取り上げる。



東京大学 客員教授  
弁護士 松尾直彦

## おろそかにされる 事実認定

組織において、法令違反その他の問題事案の発生が認知された場合の基本手順は、①事実関係の把握、②発生原因の究明、③再発防止策の策定、および④責任の明確化である。ところが、森友学園問題でも「セクハラ疑惑」でも、事実関係の把握や発生原因の究明よりも、政治的に責任の明確化が優先されてしま

っている。

森友学園問題は、①国有地の貸付・売却の適正性の問題と、②近畿財務局の決裁文書の改竄の問題に区分される。参議院予算委員会において、①については国有地売却当時の理財局長と近畿財務局長の参考人招致が行われ（2017年3月24日）、②については元理財局長の証人喚問（18年3月27日）が行われた。しかし、政治家の関与を否定して財務省理財局の責任に限定

しようとする政党と、政治家の関与を引き出して総理大臣や財務大臣の責任を追及しようとする野党の政治的思惑が交錯する中で質疑応答が行われたように思われ、国会では事実関係の解明には至らなかった。また、報道機関の報道内容も、経済紙・番組やNHKなどを除くと、今は党派の傾向（例えば政権支持かどうかなど）が強まっているように思われ、どこまでが事実でどこまでが評価なのかが必要

ずしも明確でない面がある。

## 政治家の奉仕者に 成り下がったのか

会計検査院は17年11月22日に、国有地の貸付・売却の適正性の問題の事実関係を示す公的報告書「学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果について」を公表している。報告書では、検査事項として、①当該国有地の貸付（15年5月）・売却（16年6月）の